

**阿蘇地域における冬季の魅力発信事業(パンフレット作成等)業務委託  
企画コンペ実施要領**

1 委託業務名

阿蘇地域における冬季の魅力発信事業（パンフレット作成等）業務

2 事業の目的

阿蘇地域の主要産業である観光産業は、熊本地震から4年半以上が経過した現在も観光客が回復しておらず厳しい状況にあるが、今年度は熊本地震で寸断された交通アクセスの再開が予定されており、誘客を図る絶好の機会である。

交通アクセスの再開を契機に日帰り旅行客の増加が見込まれるが、より観光消費額を増加させるためには、閑散期となる冬季の宿泊客数を増やす必要がある。

そこで、阿蘇の温泉情報を中心に、温泉に付随するスポットや交通アクセスを紹介するパンフレットを作成し、情報発信を行う。

3 委託事業の概要

(1) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月5日（金）まで

(3) 委託料

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、この金額と必ずしも一致しない。

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 熊本県内に事業所・営業所を有すること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

(4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態

が著しく不健全でないこと。

(7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

(8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団員の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 応募について

### (1) 参加表明書提出

- ・ 提出期限 令和2年11月13日（金）午後5時必着  
※企画書を提出する場合は、必ず参加表明書を提出する必要がある。
- ・ 提出書類 企画コンペ参加表明書（別紙様式1）
- ・ 提出方法 末尾提出先に持参又は郵送
- ・ 提出場所 末尾提出先参照

### (2) 企画提案書提出

- ・ 提出期限 令和2年11月24日（火）午後5時必着
- ・ 提出書類 ①企画提案書（様式自由、記載内容は次のとおり）
  - ア 阿蘇地域における冬季の魅力紹介パンフレットの掲載内容、ページ構成案
  - イ 阿蘇地域における冬季の魅力紹介パンフレットの規格（サイズ、用紙の種類、厚さ等）、デザインカンプ
  - ウ 阿蘇地域における冬季の魅力紹介パンフレットの配付計画（配付先及び部数）
  - エ スケジュール、事業実績
    - ・ 本事業を実施する場合の段取りが概観できるスケジュール
    - ・ 実施体制図（社外等のスタッフと連携して対応する場合は、それらのスタッフについても記載）
    - ・ 平成30年度（2018年度）以降の類似事業の実績（事業実施年度、事業名、委託者等を記載）
  - オ 見積書
  - カ その他参考資料（過去の類似事業の成果物など）
- ②法人の概要が分かる資料（履歴事項全部証明書（コピー可）又は会社案内パンフレット等）

③誓約書（別紙様式2）

- ・提出部数 ①、②は5部、③は1部
- ・提出方法 末尾提出先に持参又は郵送
- ・提出場所 末尾提出先参照
- ・留意事項 ①提出後の企画提案書の修正は認めない。また、提出期限までに企画提案書が提出されない場合（期限後に郵送で到着した場合を含む）は失格とする。  
 ②企画コンペに係る一切の費用については参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。  
 ③参加表明後に辞退する場合は、11月24日（火）午後5時までに辞退届（様式自由）を電子メール又はFAXで提出すること。

6 質問と回答

企画コンペについての質問は、原則として電子メールで受け付けることとし、軽微な内容に限り、電話で受け付ける。

質問について、公表しないと審査の公平性が担保できないものは、質問者を匿名として、全ての参加表明書提出者にお知らせ、又は熊本県ホームページ（阿蘇地域振興局）に掲載し公表する。

7 受託者の選定方法

提出された企画提案書の内容とプレゼンテーションの審査を行い、委託候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは原則として企画提案書の受付順に行い、詳細は各提案者に後日通知するものとする。

【審査基準】

審査項目	審査事項	配点
企画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉を中心とした阿蘇の冬季の魅力が伝わり、ターゲットとなる都市圏在住者に広く情報を伝えることができるか</li> <li>・パンフレットのデザインは、見やすく実用性があるか</li> <li>・提案された配付計画は、適切で効果的なものが選定されているか</li> <li>・提案された情報発信ツールは、適切で効果的なものが選定されているか</li> <li>・独自の有効な工夫があるか</li> <li>・仕様書で定める内容のほか、本業務の目的達成により有効な提案がなされているか</li> </ul>	75
実施体制 スケジュール 事業実績 見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的及び内容に関する十分な理解及び知識を有しているか</li> <li>・実施体制は明確で、円滑な事業実施に必要な人員や体制が確保されているか</li> </ul>	25

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールは計画的で委託期間内の確実な事業完了が見込まれるか</li> <li>・本業務と類似した業務の実績はあるか</li> <li>・提案内容から勘案して、見積価格は妥当であるか</li> </ul>	
合計		100

## 9 スケジュール

令和2年11月 6日（金）	公募開始
令和2年11月13日（金）午後5時	企画コンペ参加表明書提出期限
令和2年11月24日（火）午後5時	企画提案書提出期限
令和2年11月26日（木）	プレゼンテーション（予定）
	委託先決定
令和2年11月下旬	結果通知
令和2年12月初旬	業務委託契約の締結

## 10 その他

- (1) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (2) 企画コンペは、参加者が1名であっても実施する。
- (3) 企画コンペにおいて最も優れた企画と判定されたものを提案した者との間で、契約内容について協議・調整を行ったうえで、契約手続きを行う。
- (4) 契約候補者が必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合、次点者と契約について協議・調整することとする。
- (5) 提案内容は、そのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について協議・調整のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (6) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
  - イ 関係書類に提出すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
  - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき
- (7) 契約の相手方は、委託者が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行した時に返還する。
- (8) (7)に関わらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
  - イ 契約の相手方が、過去2年間の間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）と種類及び規模をほぼ同じにする契

約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。

<問合せ及び提出先>

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402

阿蘇地域観光推進協議会事務局

(熊本県北広域本部阿蘇地域振興局 総務振興課 地域振興班内)

担当：吉田

TEL：0967-22-3903 E-Mail：yoshida-d-db@pref.kumamoto.lg.jp